

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	
		② 上記以外の税目	固定資産税：外（地方税33）
3	要望区分等の別		【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容		《現行制度の概要》 再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下、「再エネ特措法」という。）第二条第二項に規定する発電設備）について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、以下の割合に軽減する（※1）。 ・太陽光発電設備（再エネ特措法の認定に係るものを除き、ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備または認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備に限る。） 1,000kW 以上 3/4（7/12～11/12） 1,000kW 未満 2/3（1/2～5/6） （以下の4設備は再エネ特措法の認定に係るものに限る。） ・風力発電設備 20kW 以上 2/3（1/2～5/6） 20kW 未満 3/4（7/12～11/12） ・中小水力発電設備 5,000kW 以上 3/4（7/12～11/12） 5,000kW 未満 1/2（1/3～2/3） ・地熱発電設備、 1,000kW 以上 1/2（1/3～2/3） 1,000kW 未満 2/3（1/2～5/6） ・バイオマス発電設備 1 万 kW 以上 2/3（1/2～5/6）（※2） 1 万 kW 未満 1/2（1/3～2/3） ※1 軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に設定できる「わがまち特例」を適用（上記の括弧書の間で設定）。 ※2 木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス区分に該当するものは 6/7（11/14～13/14） 《要望の内容》 地域と共生した国産再生可能エネルギーの普及拡大を図るため見直しを行った上で、適用期限を延長する。

			《関係条項》 地方税法附則第 15 条第 25 項、同法施行規則附則第 6 条第 56 項～第 65 項
5	担当部局		環境省 地球環境局 地球温暖化対策課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期: 令和 7 年 8 月 分析対象期間: 令和 4 年度から令和 9 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 21 年度 政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備について、課税標準を3分の2とする特例措置が創設 平成 23 年度 現状の「新エネルギー等事業者支援対策事業」の限定を解除し、対象設備を太陽光発電設備から再生可能エネルギー利用設備に拡充する要望をしたが改正ならず。現行の特例措置と同条件で適用期限を1年間延長の上、廃止(サンセット)。 平成 24 年度 対象設備を再生可能エネルギー特措法に規定する認定発電設備として、「再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置」の創設 平成 26 年度 適用期限の2年延長 平成 28 年度 適用期限を2年延長し、地熱発電設備、中小水力発電設備、バイオマス発電設備については軽減率を1/3から1/2へ深掘り。 平成 30 年度 適用期限を2年延長し、5電源それぞれについて、発電規模に応じて割合を一部縮減。 令和 2 年度 適用期限を2年延長し、中小水力発電設備については発電規模に応じて割合を一部縮減。 令和 4 年度 適用期限の2年延長 令和 6 年度 適用期限を2年延長し、太陽光発電設備については要件を見直し、バイオマス発電設備については一部の設備において割合を一部縮減。
8	適用又は延長期間		令和 10 年 3 月 31 日までの2年間の延長 ただし、風力発電設備については、令和 14 年 3 月 31 日までの6年間の延長
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 第 7 次エネルギー基本計画(令和 7 年 2 月 18 日閣議決定)においては、国内における電力需要は、DX や GX の進展に伴い増加が見込まれ、脱炭素電源を拡大することで対応する必要があり、脱炭素効果の高い電源である再生可能エネルギーは、S+3Eを大前提に、主力電源化を徹底し、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すこととされている。なお、2040 年度におけるエネルギー需給の見通しでは、野心的な目標を前提に、再生可能エネルギーについて 2023 年度に 22.9%の電源構成の割合であるところ、2040 年度に 4～5 割程度とされている。 さらに、国産再生可能エネルギーの普及拡大により、技術自給率の向上を図ることは、2050 年カーボンニュートラルの実現等に向けた排出削減と我が国の産業競争力の強化に資するものであり、こうした観点からも次世代再生可能エネルギー技術の開発・社会実装を進めていく必要があるとされている。 一方、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、開発初期段

			階の事業リスクの高さに加え、資源量調査、設備の導入及び設置、維持管理の各段階におけるコストの高さといった経済面での課題が存在する。第7次エネルギー基本計画における再生可能エネルギーの主力電源化とエネルギーミックスの達成に向けては、発電コスト削減と再エネ特措法の措置による国民負担の抑制を図りつつ、電源ごとの実態に即した再生エネルギーの導入を推進する必要がある。 《政策目的の根拠》 第7次エネルギー基本計画（令和7年2月 18 日） エネルギーミックス（令和7年2月「2040 年度におけるエネルギー需給の見通し」） GX 実現に向けた基本方針（令和5年2月 10 日閣議決定）														
	②	政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進														
	③	租税特別措置等により達成しようとする目標	2040 年度のエネルギーミックスにおける発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合 再エネ全体：4～5割程度 太陽光：23～29％程度 風力：4～8％程度 水力：8～10％程度 地熱：1～2％程度 バイオマス：5～6％程度														
	④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高く、導入初期の固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整、資材の高騰等に対応を必要とする場合があり、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが求められる点も負担となっている。導入当初の固定資産税を軽減する本措置は、再生可能エネルギーを導入する者のキャッシュフロー改善を通じ、導入量の増加や導入時期の早期化等の導入押し上げ効果が期待できるものであり、再生可能エネルギーの導入に極めて有効である。														
10	有効性等	① 適用数	(件) <table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 4</td><td>令和 5</td><td>令和 6</td><td>令和 7</td><td>令和 8</td><td>令和 9</td></tr><tr><td>適用件数</td><td>166</td><td>169</td><td>157</td><td>117</td><td>120</td><td>249</td></tr></table> 【算定根拠】 太陽光発電については、ペロブスカイト太陽電池の想定される今後の導入量をもとに推計し、その他の電源については、再エネ特措法の認定を受けて令和6年度に移働した再生可能エネルギー発電設備と同程度の導入があるものとして推計。	年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	適用件数	166	169	157	117	120	249
年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9											
適用件数	166	169	157	117	120	249											

	② 適用額	(百万円)														
		<table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 4</td><td>令和 5</td><td>令和 6</td><td>令和 7</td><td>令和 8</td><td>令和 9</td></tr><tr><td>適用額</td><td>147,633</td><td>145,370</td><td>91,364</td><td>108,406</td><td>131,266</td><td>122,652</td></tr></table>	年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	適用額	147,633	145,370	91,364	108,406	131,266	122,652
	年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9									
適用額	147,633	145,370	91,364	108,406	131,266	122,652										
	【算定根拠】 令和5年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」に記載の実績値を記載。 令和6年度以降の推計方法は、上記適用数に、調達価格等算定委員会のシステム費用想定値を乗じた取得価格より算出。															
	③ 減収額	(百万円)														
		<table><tr><td>年度 区分</td><td>令和 4</td><td>令和 5</td><td>令和 6</td><td>令和 7</td><td>令和 8</td><td>令和 9</td></tr><tr><td>適用額</td><td>2,067</td><td>2,035</td><td>1,279</td><td>1,518</td><td>1,838</td><td>1,717</td></tr></table>	年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	適用額	2,067	2,035	1,279	1,518	1,838	1,717
	年度 区分	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9									
適用額	2,067	2,035	1,279	1,518	1,838	1,717										
	【算定根拠】 令和5年度までは「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」記載の実績値に、固定資産税率(1.4%)を乗じて算出。 令和6年度以降の推計方法は、上記適用額に、固定資産税率(1.4%)を乗じて算出。															
	④ 効果	《政策目的(9①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)の実現状況》 再生可能エネルギーの電源構成に占める割合は 22.9%(水力を除いて 15.3%)であり、2040 年度に 40%～50%の見通しに対しては、本税制措置により一層の導入を促す必要がある。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 (出典:総合エネルギー統計(確報値)) ※()内は水力を除く数値 2019 年度 18.2%(10.4%) 2020 年度 19.9%(12.0%) 2021 年度 20.5%(12.8%) 2022 年度 21.8%(14.2%) 2023 年度 22.9%(15.3%)														
		《租税特別措置等により達成しようとする目標(9③)に対する租税特別措置等の直接的効果》 当省が実施したアンケート調査によると、再生可能エネルギー発電設備の導入に際し、租税特別措置等によって、一定数が「資金繰りの改善につながった」と回答しているほか、特に投資の可能性を高める効果の高い支援として「初期コストの負担減に係る支援」と回答しており、導入初期のキャッシュフロー改善効果や投資意欲を高める効果があると示されている。 再生可能エネルギー発電設備の累積導入量は、平成 24 年6月末までで約 2,060 万 kW であったところ、令和6年 12 月末までで累計約														

			8,122 万 kW の導入があり、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた各種施策の効果が現れている。 同アンケート調査によると、再エネ特措法の認定に係る設備について、全体の 38% が特例措置を活用したと回答しており、本税制措置により太陽光発電については、FIT 認定設備を税制の対象としていた平成 27 年度までは約 1,630 万 kW、自家消費設備を税制の対象としていた平成 28 年度以降は約 5.4 万 kW、太陽光以外の発電については、制度開始以降に約 370 万 kW の導入促進効果があったとみられる。 【使用したデータ(文献等の概要又は所在に関する情報を含む)】 令和 7 年度再生可能エネルギーに係る税制措置等に関するアンケート調査
			《適用数(10①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 —
		⑤ 税込減を是認する理由等	再生可能エネルギー設備導入支援は、広く事業者全般を対象とするものであり、特定業界や個別企業の信用力によらず、利用可能な税制による措置をもって進めることができ、適切である。 本税制措置により、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。また、再生可能エネルギーの導入により地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化等の効果が期待できる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	平成 24 年 7 月の再エネ特措法の施行後、各電源において一定程度導入が進んでいるが、2023 年度において、太陽光発電では、電源構成比で約 9.8%、中小水力発電では約 7.6%、バイオマス発電では約 4.1%、地熱発電では約 0.3%、風力発電では約 1.1% であり、再生可能エネルギーの導入拡大を図る上ではさらなる措置を講じていく必要がある。 第 7 次エネルギー基本計画においては、「脱炭素効果の高い電源である再生可能エネルギーは、S+3E を大前提に、主力電源化を徹底し、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すこととしている」との方針が示されている。上記の導入状況を踏まえ、この目標を実現するためには、国産再生可能エネルギーを中心に、最大限の導入拡大へ向けたインセンティブ措置が必要である。これらの設備は、エネルギー源の特性を踏まえ、引き続き再エネ特措法の認定に係る設備等を特例措置の対象とする。 再生可能エネルギー発電設備は導入コストが高く、導入初期の固定資産税の支払いは設置者の負担となっている。また、発電設備は導入初期に不具合への対処や様々な技術的調整、資材の高騰等に対応を必要とする場合があり、当初の想定どおり発電することができず、収入が安定しない中で固定資産税の支払いが求められる点も負担となっている。導入当初の固定資産税を軽減する本措置は、再生可能エネル

		ギーを導入する者のキャッシュフロー改善を通じ、導入量の増加や導入時期の早期化等の導入押し上げ効果が期待できるものであり、再生可能エネルギーの導入に極めて有効である。そのため、課税標準の軽減措置を継続することで、長期的な投資インセンティブの確保による再生可能エネルギーの最大限導入を目指す。
②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	課税標準の特例は、設備保有後の運転初期段階におけるキャッシュフロー負担を軽減するもの。他の支援措置と比較して、設備取得者があまねく恩恵を受けることができ、すそ野の広い支援措置であることが特徴である。他の支援措置の目的等は以下のとおり。 ○再エネ特措法による支援措置（固定価格買取制度等） 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社が、政府が定めた調達価格・調達期間買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。 ○財政投融资 (1) 日本政策金融公庫 資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、低利融資を行うことで、再生可能エネルギー発電設備等の導入に必要な資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利の低減を図ることにより、イニシャル面及びランニング面で支援するもの。 (2) 株式会社脱炭素化支援機構 前例に乏しく投融资の判断が難しい、認知度が低く関係者の理解が得られにくい等の理由から資金調達が難しい脱炭素化に資する事業に対して、国及び民間からの出資による官民ファンドである株式会社脱炭素化支援機構（JICN）が資金供給その他の支援を行うことにより、民間投資の一層の誘発を図る。 ○予算措置 (1) ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業 ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、将来の普及フェーズも見据えて拡張性が高い設置場所（同種の建物への施工の横展開性が高い場所等）への導入を支援することで、社会実装モデルの創出に貢献する。 (2) 地域脱炭素推進交付金 意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援するもの。 (3) 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業 民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネの導入及び地域共生の加速化を図るもの。 (4) 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

			地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス(災害等に対する強靱性の向上)と地域の脱炭素化の同時実現を支援するもの。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、地域に新しい産業を起こし地域活性化につながるものであるとともに、震災等の緊急時のエネルギー源確保に貢献するもの。 また、再生可能エネルギーは各地域に分散する地域資源であることから、地域特性を生かしつつ地域主導で導入を進めていくためには、地方公共団体の協力が不可欠である。具体的には、地域の産業創出や雇用確保等の地域活性化につながる形での導入を進めることや、地元住民の理解を得て地域との調整を図っていくことなどにおいては、地方公共団体の役割が極めて重要である。
12	有識者の見解		
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和5年8月